

国立大学法人岡山大学人事戦略・評価委員会規程

〔平成31年3月29日
岡大規程第74号〕

(趣旨)

第1条 国立大学法人岡山大学（以下「本法人」という。）に、本法人の教育職員（国立大学法人岡山大学職員就業規則（平成16年岡大規則第10号）第2条第1項口に定める教授，准教授，講師，助教及び助手（以下「教育職員」という。）とし，外部資金により雇用される者を除く。）の人事戦略及び評価に関する事項を審議するため，国立大学法人岡山大学人事戦略・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は，教育職員の人事戦略及び評価に関する次に掲げる事項を審議する。

- 一 教育研究組織への教育職員配置に関する事項
- 二 教育職員の採用及び昇任等の欠員補充に係る人事方針に関する事項
- 三 教育職員の業績評価に関すること。
- 四 教育職員の業績評価に係る給与反映に関すること。
- 五 その他教育職員の人事戦略・業績評価に関すること。

(組織)

第3条 委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 学長
- 二 理事（企画・評価・総務担当）
- 三 理事（学長が必要と認めた理事）

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き，学長をもって充てる。

2 委員長は，委員会を招集し，その議長となる。

3 委員長に事故あるときは，理事（企画・評価・総務担当）がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は，委員の過半数の出席により成立する。

2 議事は，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは，委員以外の者を委員会に出席さ

せることができる。

(専門部会)

第7条 委員会に，専門の事項を審議させるため，専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し，必要な事項は別に定める。

(事務)

第8条 委員会の事務は，総務・企画部において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか，委員会に関し，必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は，平成31年4月1日から施行する。